

令和4年3月市議会定例会

遠野市教育行政推進の基本方針

令和4年2月22日

遠野市教育委員会



令和4年3月遠野市議会定例会の開会に当たり、令和4年度の「遠野市教育行政推進の基本方針」について申し述べます。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが不透明な中、児童生徒及び教職員のコロナワクチン接種、市内小中学校へのスクールサポートスタッフの配置、感染予防対策の徹底などを実施し、子どもたちの学習活動を保障するために学校、家庭、地域、関係機関等が連携・協力し、教育活動を継続してまいりました。

将来の変化を予測することが困難な時代を迎えるにあたり、子どもたちが身につけるべき力は「生きる力」、すなわち「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健やかな体」であります。これら「知・徳・体」をバランスよく育てていくことが、これからの時代を生き抜く子どもたちに必要不可欠であり、教育の果たす役割は極めて大きいものと認識しております。

このような背景を踏まえ、令和4年度の主要な施策の概要について、「遠野市総合計画後期基本計画」大綱4「ふるさとの文化を育むまちづくり」及び「遠野市教育振興基本計画」に沿って申し上げます。

大綱4、政策の第1は「ふるさと教育の推進」、第2は「生涯学習の推進」、そして第3は「ふるさとの文化の継承・創造」であります。

政策の第1「ふるさと教育の推進」については、「就学前教育の充実」と「学校教育の充実」の2つの施策に取り組んでまいります。

まず施策の1つ目、「就学前教育の充実」についてであります。

子どもたちの心身の健全な発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成と「生きる力」の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、生活や遊びを通じた人との関わりを大切にし、健康な体づくりや探求心、コミ

コミュニケーション能力などを育む教育を推進するとともに、保育所、幼稚園及び認定こども園は、家庭や地域社会との緊密な連携の下、就学後や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、幼児一人ひとりの「学びの芽生え」を育む教育と保育を推進してまいります。

また、「療育教室」、「幼児ことばの教室」、「臨床心理士による出張心理相談」等の療育支援事業を実施し、障がいがあり特別な支援を必要とする子どもたちに対して、学校や関係機関等と緊密に連携しながら、小学校入学に向けた円滑な就学支援に取り組んでまいります。

次に施策の2つ目、「学校教育の充実」については、4つの方針に沿って進めてまいります。

方針の1つ目、「教育内容の充実」についてであります。5つの重点を掲げ、遠野市の学校教育目標達成に向けて取り組んでまいります。

重点の1つ目は「学校経営の質的向上」であります。

令和4年度は「令和の日本型学校教育」を推進し、「学校運営協議会制度」いわゆるコミュニティ・スクールをスタートする年度であります。校長のリーダーシップの下、児童生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に展開するとともに、学校運営への保護者・地域の積極的な参画を促し、「社会に開かれた教育課程」を推進してまいります。

そのためには、教職員が児童生徒と向き合う時間の確保が必要でありますので、令和3年度に策定した「遠野市立学校教職員働き方改革プラン」に基づき取組を進めてまいります。

重点の2つ目は「確かな学力の育成」であります。

「確かな学力の育成」には、実際の社会や生活で生きて働く「知識及

び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学んだことを人生や社会に活かそうとする「学びに向かう力、人間性」の3つの力を柱にした学びを推進し、児童生徒が社会に出ても学校で学んだことを活かせるようにすることが大切であります。

現状として、GIGAスクール構想により令和2年度末に整備した1人1台の端末は、令和3年度から各教科等で活用されており、「協働的な学び」が推進されております。

令和4年度は、デジタル教科書等を効果的に活用した学習や、オンラインによる遠隔授業、交流活動などを取り入れ、「協働的な学び」を一層推進するとともに、児童生徒が主体的に家庭学習に取り組む環境整備としてドリル教材等のソフトを導入することに加え、諸調査の分析結果を活用し、より適切な個別指導を進め「個別最適な学び」の充実に努めてまいります。

一方、「令和の日本型学校教育を担う教員の学び」の取組として、中学校区における授業実践交流会や研修会を実施し、教員の指導力等の向上を図ってまいります。

また、小学校外国語の教科化に対応し、実用英語技能検定を活用した英語力向上事業の推進、児童生徒が生きた英語に触れる機会を保障するための外国語指導助手の中学校区配置、小学校英語専科教員の配置を実施し、重層的な指導体制の下、英語によるコミュニケーション能力の育成に努めてまいります。

重点の3つ目は「豊かな人間性の育成」であります。

「遠野市わらすっこ条例」に掲げる理念及び道德教育や復興教育により、「人権を尊重する心」、「自他の生命を大切に作る心」の育成を図り、豊かな心を育む教育を推進してまいります。

まず、キャリア教育については、小中高を貫く「ふるさと教育」を柱とした「遠野市キャリア・パスポート」を活用し、12年間を見通した取組を進めてまいりますし、本市と八戸市それぞれの児童が歴史的つながりを肌で感じ、郷土の歴史や文化等を直接体験から学ぶ児童交流の場である「令和・南部藩寺子屋交流事業」を、コロナ等の状況にもよりませんが、令和4年度は是非実施したいと考えております。

次に、不登校対策やいじめ防止等の生徒指導上の諸課題への対応であります。各学校における教育相談体制や生徒指導体制の強化に努めるとともに、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用を促しながら、児童生徒個々の状況や抱えている課題などに応じて適切に対応するとともに、「通級指導教室」の専任相談員が、通級児童生徒個々に応じた学習支援を行うなど、通級児童生徒の段階的な学校復帰や望ましい進路の実現に向けた支援をしてまいります。

重点の4つ目は「健やかな体の育成」であります。

学校及び家庭と連携した新型コロナウイルス感染症対策の徹底を継続するとともに、児童生徒の健康の保持増進と体力向上の推進に努めてまいります。

本市の児童生徒には、永久歯の虫歯の率と肥満傾向者率が全国平均を上回っているという課題があります。永久歯の虫歯の率の改善のため、令和元年度から学校におけるフッ化物洗口に取り組み、令和3年度においては実施率が9割近くまで向上しましたので、これからも引き続き継続し課題解消に努めてまいります。

併せて、疾病の早期発見や望ましい生活習慣の確立を目指し、肥満の予防、改善に向けた学校保健活動を支援するとともに、遠野市学校保健会と連携しながら、児童生徒の健康づくりに努めてまいります。

体力向上に向けた取組については、県が推奨している「希望郷いわて元気・体力アップ60運動」と併せて、各小学校で実施している業間運動等の取組を進めてまいります。

また、中学校の部活動については、「遠野市における部活動の基本方針」に基づき、部活動の果たす機能を大切にしながら、心身の健全な発達に資する活動となるよう支援してまいります。

重点の5つ目は「特別支援教育の充実」であります。

特別な支援を必要とする幼児児童生徒への、切れ目ない支援と継続した一貫性のある指導のため、幼児期では「サポートファイルすてっぷ」、小中学校では「引継シート」を活用してまいります。

障がい種に応じた対応といたしましては、例えば、「病弱」の生徒には、オンラインを活用した学習支援、「聴こえの障がい」のある児童生徒には、音声の入出力をサポートする機器による支援等を実施しており、今後も児童生徒の自立に向け、適切な対応に努めてまいります。

また、市内2つの小学校には「言葉の障がい」がある児童に対応する通級指導教室を設置しております。設置校以外の9校には、専任講師による巡回指導を行い、全ての小学校において発音改善等に向けた専門的な指導を受けられる体制を継続してまいります。

加えて、通常学級に在籍する個別の支援が必要な児童生徒への対応として、市内全ての小中学校に特別支援教育支援員を配置し、学習支援等を行うなど、一人一人のニーズに応じた指導と支援に努めてまいります。

方針の2つ目、「教育環境の充実」についてであります。

「学校施設」については、「遠野市学校施設長寿命化計画」に基づき計画的に施設改修を進めるとともに、学校施設点検結果により修繕や危

険な樹木の伐採等を実施してまいります。

次に、「児童生徒の登下校時等の安全確保」としては、関係機関等との連携による通学路合同点検結果に基づき、必要な安全対策を講じるとともに、老朽化したスクールバスを順次更新し、児童生徒の登下校の安全を確保することに加え、特別運行による校外活動等への支援を継続してまいります。

また、自然災害等においては、防災関係機関と連携し対応するとともに、「緊急情報連絡網システム」により、学校や保護者等への適切な情報提供に努め、児童生徒の安全確保に万全を期して対応してまいります。

次に、「児童生徒の学びを支えるための環境の充実」としては、木製の学習机及び椅子を、老朽化や児童生徒の成長にあわせ、計画的に更新を進めるとともに、児童生徒が木の温もりに直接触れ、森林資源の利活用や環境保全の理解を深める学習の機会として活用してまいります。

最後に、「経済的な理由で学びを止めないための環境の充実」としては、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、国の基準により、学用品費やクラブ活動費などの支給を継続するとともに、オンライン学習に係る費用の支給要件を拡充し、保護者の経済的負担の軽減に努めてまいりますし、奨学金制度の周知に努め、経済的理由により修学が困難である優秀な学生へ学資を貸与し、有能な人材の確保に努めてまいります。

方針の3つ目、「学校給食の充実」についてであります。

学校給食については、食物アレルギーをもつ児童生徒や保護者へ分かりやすい献立表による情報提供を実施し、誤食の防止と安全・安心な給食の提供に努めてまいります。



また、「生きる力」を育む食育の推進を図るため、食に関する指導者を学校に派遣し、成長期にある児童生徒の心身の成長を促す授業を実施するとともに、学校給食が提供されるまでに、様々な方々が携わっていることを実感してもらうことをねらいとした「交流すまいる給食」等を実施してまいります。

方針の4つ目、「学校と家庭、地域との連携の充実」についてであります。

令和3年度から開始した「小さな拠点」の考え方を踏まえ、地域の皆さんの学校運営への参画を得て、「ふるさと教育」の推進、学校や地域を取り巻く諸課題への対応等を進め、地域で子どもたちの「生きる力」を育むことを目的に、学校運営協議会を中学校区ごとに設置いたします。

中学校区において「生きる力」を育むために、義務教育9年間の取組に地域の皆さんに参画していただくことにより、各学校の教育活動の活性化を図ってまいりたいと考えております。

政策の第2、「生涯学習の推進」については、「社会教育の充実」と「芸術文化活動の推進」の2つの施策に取り組んでまいります。

まず施策の1つ目、「社会教育の充実」については、2つの方針に沿って進めてまいります。

方針の1つ目、「家庭や地域教育の充実」であります。

「教育内容の充実」でお示しした「学校運営協議会制度」を推進するにあたり、学校教育、社会教育、そして地域づくりを担当する3つのセクションが協働・連携し、学校・家庭・地域等を支援してまいります。

また、家庭における教育力の向上を図るため「家庭教育ゼミナール」

を開催し、「情報メディアとの上手な付き合い方」など家庭教育の課題に即した学習機会を充実し、子どもたちの健全育成や家庭・地域の教育力の向上に努めてまいります。

方針の2つ目、「成人及び高齢者教育の充実」であります。

市民の学ぶ機会を提供する場や仲間づくりへの支援として、社会教育に関係する団体や趣味のサークルの情報、知識を有する講師情報等を発信するとともに、市民のニーズに対応した「郷土理解講座」や「絵画教室」などを開催し、豊かな人間性、想像力・感性を備えた人材の育成に努めてまいります。

また、高齢者の協力を得て、世代別の特性に配慮した学習活動や地域活動への支援を図り、高齢者の幅広い経験、知識、技能を、次の世代へ継承することに努めてまいります。

次に施策の2つ目、「芸術文化活動の推進」についてであります。

豊かな感性を備えた人材の育成を図るため、国・県と連携して、市内小中学生を対象に「青少年劇場」、「いわて芸術家派遣事業」などに取り組み、子どもたちに本物の芸術に直接触れる機会を提供してまいります。

政策の第3、「ふるさとの文化の継承・創造」については、「文化的資料の保存と活用」、「文化財の保護」、「歴史の継承と人づくり」の3つの施策に取り組んでまいります。

まず施策の1つ目、「文化的資料の保存と活用」については、2つの方針に沿って進めてまいります。

方針の1つ目、「博物館活動の推進」であります。

令和4年が柳田国男没後60年であることを機に、市内小中学校向けに開催している博物館教室では、「遠野物語」の理解を深める学習機会を提供するとともに、遠野まちなか・ドキ・土器館においては、小中学生の郷土学習や、市民・観光客の学習交流施設としての役割を果たしてまいります。

方針の2つ目、「図書館活動の推進」であります。

「第四次遠野市子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもたちが読書に親しむ機会を広げるため、小中学校・児童館・福祉施設等への貸出図書の実と移動図書館車の効率的な運行に努めるとともに、児童向けの映画会を定期的で開催し、視聴覚教育の実を図るなど、読書の推進と利用しやすい図書館を目指してまいります。

次に施策の2つ目、「文化財の保護」については、3つの方針に沿って進めてまいります。

方針の1つ目、「文化財調査・保護」であります。

文化財の適切な保護に努めるとともに、案内板・説明板の整備や、学習機会の実に取り組むなど文化財の周知に努めてまいります。

また、鍋倉城の国指定史跡に向けた働きかけを行うなど、市内の重要史跡の保護と積極的な活用を進め、遠野の文化の奥深さを示す取り組みを進めてまいります。

方針の2つ目、「郷土芸能伝承活動の推進」であります。

伝承活動に必要な用具整備や発表の支援を積極的に行うとともに、映

像などを記録・保存することにより、後継者の育成と地域に伝わる多様な無形民俗文化財の継承を推進してまいります。

方針の3つ目、「遠野遺産の認定と保護活動の推進」であります。

地域の宝である遠野遺産の認定を行い、広く周知することで遠野らしい文化・風景を次世代に継承するとともに、まちづくりに生かす方策等を検討してまいります。

施策の3つ目、「歴史の継承と人づくり」については、3つの方針に沿って進めてまいります。

方針の1つ目、「市史編さん事業の推進」であります。

市史編さん委員会、各専門部会は、市民と協力しながら「資料編」「通史編」「民俗編」の編さん作業を着実に進めるとともに、調査資料を活用した講座等を開催しながら、遠野の歴史に触れる機会の提供と人材育成に努めてまいります。

方針の2つ目、「歴史や文化を継承・発信する人づくり」であります。

遠野の文化を生かした講座等の開催や、子ども語り部の認定を行うとともに、これまでに認定された「遠野語り部1000人プロジェクト」の語り部の発表の機会を提供するなど、次世代への文化伝承を担う人づくりに努めてまいります。

方針の3つ目、「本と文化と子育ての融合」であります。

世界的建築家・安藤忠雄氏から寄贈していただいた「こども本の森遠野」を着実に運営し、子どもたちに本と触れ合う機会を提供するとともに、夢のあるイベントを企画し、子どもたちの「想像力と創造力」いわ

ゆる「イメージーションとクリエイション」を育む居場所となるよう努めてまいります。

また、絵本を介し、赤ちゃんと家族との効果的なコミュニケーションを図る「ブックスタート事業」、たくさんの本に出会い豊かな心を育む「こども本の森遠野」、読書に親しみ教養を高められる図書館事業が相互に連携し、未来を担う子どもたちを育む環境づくりに引き続き努めてまいります。

以上、令和4年度の遠野市教育行政推進に関する基本方針と主要な施策の概要について、申し述べました。

遠野市の未来を担う子どもたちのため、学校、家庭、地域が連携して取り組み、本市の教育振興基本計画に掲げる基本理念「ふるさとの文化を生かし、「夢」と「誇り」を育む学びのまちづくり」の下、本市の学校教育目標である「知・徳・体のバランスのとれた人間形成」の実現のため、子どもたちの豊かな成長を支えてまいります。

「遠野だからこそできる教育、やるべき教育」を合言葉として、令和4年度は「令和の日本型学校教育」の推進と、学校・家庭・地域が協働して取り組む「学校運営協議会制度」による活動の2つを基軸として遠野の教育を進めてまいります。

議員各位、並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げ、令和4年度に向けた教育行政推進の基本方針といたします。